**発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続きについて**

日本基礎老化学会主催する年次大会、シンポジウム等で発表した内容について、発明の新規性喪失の例外規定の適用の申請をするために本会からの証明書が必要な場合は、必ず事前に学会事務局までお申し出のうえ、大会終了後、速やかに1．）～ 3．）を下記事務局宛に送付して下さい。

事前のお申し出がなかった場合は、本学会での発表後に申し出られましても本会としましては証明書の発行はいたしかねますので、その旨ご了承ください。

１．本会に請求する「発表証明書（書類有り）」：2通（正副）

２．発表に関わる文書等（講演要旨集の当該ページの写しや発表資料の写しなど）

３．返信用封筒（宛名記入・切手貼付）

【学会事務局】

〒173-0015

東京都板橋区栄町35-2

東京都健康長寿医療センター研究所

日本基礎老化学会事務局

E-mail: secretariat@jsbmg.jp

発 表 証 明 書

特許庁長官　殿

日本基礎老化学会

理事長　　丸山　光生 　（印）

本会開催による第　　　　回日本基礎老化学会大会において、〇〇 △△は、添付の文書をもって発表したことを証明します。

記

講演日時　　　　　　　年 　　 月　　　 日

講演場所：（〇〇国際会議場 第○○会場）

講演番号：（例：O2-1）

発表者（全員）： 東京 花子、愛知　一郎、、、

演題：「老化過程における、、、、、、、、、、、、」